

旭川市シンボルキャラクター着ぐるみ使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市シンボルキャラクター「あさっぴー」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者は、あらかじめ、旭川市シンボルキャラクター着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、これを市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、使用申請を要しないと市長が認めた場合は、この限りではない。

(使用承認)

第3条 市長は、前条本文の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、着ぐるみの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

2 前項本文の承認は、旭川市シンボルキャラクター着ぐるみ使用承認等通知書（様式第2号）を交付することにより行うものとする。次項において使用を承認しないときも、同様とする。

3 市長は、第1項ただし書の規定により使用を承認しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

4 市長は、着ぐるみの使用を承認するに当たって、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第4条 着ぐるみの使用は無償とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 着ぐるみの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容及び第3条第4項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時又は降雪時に屋外で使用しないこと。
- (6) 晴天時であっても使用場所の状況により汚損する可能性がある場合は使用しないこと。

2 市長は、使用者が前項の規定に従わないときは、必要な改善を求め、又はその使用を中止させることがある。

(使用承認の変更)

第6条 使用者は、着ぐるみの使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、旭川市シンボルキャラクター着ぐるみ使用承認変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、旭川市シンボルキャラクター着ぐるみ使用変更承認等通知書（様式第4号。次項において「変更承認等通知書」という。）を交付することにより行うものとする。

3 第3条第1項ただし書、第3項及び第4項並びに前条の規定は、第1項の規定による使用承認の変更について準用する。この場合において、第3条第3項中「第1項ただし書」とあるのは「第1項」と、「使用」とあるのは「変更」と、「その旨を申請者に通知」とあるのは「変更承認等通知書を交付」と読み替えるものとする。

(承認の取消)

第7条 市長は、着ぐるみの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用承認（前条の規定により行われた変更を含む。）を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

- (1) 第3条第1項ただし書各号のいずれかに該当し、又は第5条第1項の規定に反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により着ぐるみの使用承認を受けたと認められるとき。

2 前項の規定による使用承認の取消しは、旭川市シンボルキャラクター着ぐるみ使用承認取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

(使用者の責任)

第8条 着ぐるみの使用に係る自己及び第三者への損害等について、市は一切の責任を負わない。
(原状回復)

第9条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか着ぐるみの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月19日から施行する。